

機密保持宣誓書

[**御社名**]（以下「受領者」という）は、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という）※1が行う調達の実施に伴い、調達説明書及びNTT東日本の調達情報ホームページ（以下「調達HP」という）を経由して開示されるNTT東日本の企業秘密情報（以下「NTT東日本情報」という）※2の取り扱い、保護及びその他関連する事柄等について、以下の通り宣誓する。

※1：東西共通サプライヤでの申請を行った場合は、文章中の「NTT東日本」を「NTT東日本および、西日本電信電話株式会社」と読み替えて適用する

※2：東西共通サプライヤでの申請を行った場合は、文章中の「NTT東日本情報」を「NTT東日本および、西日本電信電話株式会社の機密情報」と読み替えて適用する

第1条（NTT東日本情報の定義）

- 対象となるNTT東日本情報は、調達説明書及びNTT東日本の所有する「調達HP」を経由して受領者が得る情報、NTT東日本独自のノウハウ、アイデア等のNTT東日本の企業秘密情報である。但し、当該NTT東日本情報に含まれる公知、公用の情報については、本宣誓書の対象となるNTT東日本情報と見なさない。
- 前項の規定にかかわらず、ある情報を調達説明書に掲載しているという事実、アカウント及びパスワード自体もNTT東日本情報とする。
- 調達説明書のコピーや、電子ファイルの内容を紙等の媒体に印刷した場合、また電子ファイルの複製（部分的なデータの複製も含む）を行った場合の複製物等もNTT東日本情報として扱う。

第2条（情報の管理責任）

本宣誓書の署名者は、受領者が得るNTT東日本情報の取り扱い責任者（「情報管理責任者」とする）であり、機密保持に関する責任を負うものとする。

第3条（NTT東日本情報の非開示、不使用、取り扱い）

受領者は、NTT東日本情報を守秘するものとする。受領者は受領したNTT東日本情報を、NTT東日本が行う調達に対する提案検討等のためにのみ使用する事に同意し、かかる目的に必要な範囲においてのみ複製できることに同意する。

また受領者は、調達案件に関するNTT東日本情報を、当該調達案件に参加しないこととなった時、あるいは当該調達案件の不採用通知を受領した時より30日以内に、有形無形を問わず焼却・裁断・融解もしくは消去により処分することとする。

第4条（NTT東日本情報の帰属と非保証）

全てのNTT東日本情報はNTT東日本に帰属し、受領者に対するNTT東日本情報の開示により、商標、特許、著作権、及び他のいかなる知的財産権に基づく権利も、黙示的であると否とを問わず、許諾されたとみなされないものとする。

第5条（期間／終了）

本宣誓書と引き換えに付与されるアカウント・パスワードの有効期間は1年間であることに同意する。また、情報を保護する受領者の義務は、アカウント・パスワードの有効期間終了後も残存するものとし、当該NTT東日本情報の開示の日から5年後に終了することに同意する。

第6条（損害賠償）

受領者は、本宣誓書に定める事項に関し、受領者側の責に帰すべき事由により、NTT東日本が損害を被った場合は、その賠償責任を負うものとする。

年　月　日

会社名・所在地

役職

署名者

印